

営農計画書の配布対象等が変わります

問 産業課 営農推進係 ☎62-9328

これまで水田をお持ちの方全員に配布していた、転作や水稲の作付を記入する「営農計画書」の配布対象や方法が変わります。

● 変更後の配布対象・方法

【配布対象】


平成30年度にゲタ、ナラシ、水田転作の交付金の申請をしている農家

【配布方法】

配布対象の農家宛に直接郵送します。

【提出方法】

3月中に産業課 営農推進係（役場2階⑮番窓口）に直接提出してください。



営農計画書

・緑色の3枚複写の用紙

● 平成31年からの変更点

- 各区・集落の推進員からは営農計画書が配布されません。
- 休耕または水稲のみを作付する方は、計画書を提出する必要はありません。（※ナラシ加入者を除く）
- 水稲共済の加入については農業共済より別途書類が配布されます。

※今年4月以降に新たに転作等を予定している方は、計画書を送付しますのでご連絡ください。

剪定枝の受け入れを行います

申込 問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

町では燃えるごみの減量と資源化を目的として、庭木等を剪定した枝を受け入れ、チップ化しています。

下記の日程で、チップ化するための剪定枝の受け入れを行いますので、持ち込みを希望する方はご予約ください。

- 【日 時】 4月14日(日) 午後1時～3時
- 【場 所】 乙事地区農業集落排水終末処理場横（旧タキヤクリーンセンター横）
- 【予約締切】 4月12日(金)
- 【予 約 先】 建設課 生活環境係（役場2階⑨番窓口）

【注意事項】

- ・町内の一般家庭から出る剪定枝で、町が指定する場所へ直接持ち込むことができること。
- ・直径15cm以下の枝木で、長さが概ね2m以下であること。
- ・竹・木の根、土や泥でひどく汚れたものや、建築廃材などは持ち込めません。
- ・剪定を請負って行った場合は事業系一般廃棄物となるため、持ち込めません。また、有料で運搬を請負う場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。
- ・今回はチップの配布は行いません。チップの配布及び5月以降の剪定枝の受付については、広報4月号にてお知らせします。予約についても4月以降の受付となります。